

みやぎの野菜指導指針の作成方針と利用上の留意事項

- 1 本県の野菜栽培に関する指導書としては、平成4年に「みやぎの野菜・普及指導指針」が発刊されている。しかし、最近の品種、生産資材等の開発・普及等により栽培技術が変化、高度化しているので、野菜担当普及指導員や関係機関の指導者等の的確な技術指導に資するため、新技術や重点振興品目等の栽培法等について「指導指針」を作成したものの。
- 2 内容は、販売用の野菜生産者を対象とした「品目ごとの指導指針」、「共通技術」、「みやぎの試験研究機関で開発された技術」、「関連資料」である。

品目は、宮城県園芸特産振興基本計画における県重点振興品目、主な地域重点振興品目及び転作品目について記載した。

他に資料のあるものは内容には入れず、「関連資料」として資料名を一覧にした。
- 3 作成は平成16年度と17年度の2か年で行った。今後、5か年ごとに見直す計画である。
- 4 効果的な防除対策や農薬の適正使用については、「宮城県農作物病虫害・雑草防除指針」を参考にすることとし、農薬名はできるだけ記載しない方針で作成した。ただし、平成17年5月16日現在の農薬登録状況に基づき記載している部分もあるので、指導の際は、必ず最新の農薬登録状況 (<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>) を確認すること。
- 5 品種や資材は、平成17年の時点で県内の営利栽培等において一般的に利用されているものを記載した。